

(様式第4号) 上田市国民健康保険運営協議会 会議概要

- 1 審議会名 第2回上田市国民健康保険運営協議会
- 2 日時 令和2年1月16日(木) 午後1時30分から午後3時まで
- 3 会場 上田駅前ビルパレオ2階会議室
- 4 出席者 田畑裕康会長、森田靖子副会長、山寺高太郎委員、尾澤圭子委員、若林美貴子委員、宮下暢夫委員、合葉雅彦委員、千葉康浩委員、北村康史委員、渋沢俊道委員、浅倉俊樹委員、宮岸喜恵子委員
- 5 市側出席者 土屋市長、小林健康こども未来部長、春原国保年金課長、小林収納管理課長、戸谷保健予防担当係長、下村丸子市民サービス課長、杉山真田市民サービス課長、朝日国民健康保険担当係長、前沢国民健康保険担当係長、井澤保健事業係長、竹原国民健康保険担当主査
- 6 公開・非公開等の別 公開 ・ ~~一部公開~~ ・ ~~非公開~~
- 7 傍聴者 0名 記者 3名
- 8 会議録作成年月日 令和2年1月17日

協議事項等

- 1 開会(事務局)
  - 2 あいさつ(市長)
  - 3 新委員の紹介(事務局)
  - 4 諮問(市長)
  - 5 会議録署名人の指名  
・田畑会長から、宮岸委員と渋沢委員の2名を会議録署名人に指名
  - 6 議事
    - (1) 諮問内容の説明 事務局：資料により説明
    - (2) 質疑等
- 委員：令和2年度減額改定ということですが、今回、令和2年度は引き下げとなるが、令和3年度はその反動が来るのではないかと思う。令和3年度、大幅な引き上げ改定につながるのではないかと思うがその点はどう考えているのか。
- 事務局：平成30年度において各市町村で納付金として納めていた額が多かったということが一番であるため、その部分も被保険者にも還元すべきと考えております。今回、5.7億円下がったわけですから、被保険者の理解を得るためには、上げるという選択肢は基本的にはないと考えておまして、当面は、激変緩和措置を活用しながら、大幅な上昇にならないよう配慮していきたいと考えております。
- 来年度については、納付金の金額を見ながら皆様にお諮りしたいと考えております。
- 委員：今年度、診療報酬の改定になり、5.5%医療費が上がると言われています。被保険者数の減少が続いている中で、応能、応益割の数字に少しずつ手をいれていくのは大事だが、最終的に令和3年度の税率設定の時に激変緩和措置として、基金を取り崩していくということになれば、上げた時の反発は、下げる時より大きいと思います。大きく上がった時に繰越金が後ろにあるから大丈夫だという前提で考えるのは危険だと思います。確かに、加入者の理解は得られやすいと思いますが、改定率を下げるのは危険と個人的には思います。
- 事務局：改定率を下げるのは理解を得やすく上げるのは大変ということは承知しております。平成30年度の国保制度改正における主旨は、明確な事業費納付金という形でそれに見合う税率を設定し、住民に対して十分に説明責任を果たし、見える化を図るのが一番の目的であります。今回納付金に見合う税率設定をした場合、たとえば、0%据え置きとした場合、国保税として8000万円多く集める試算となっており、住民に対してどうしてそんなに集めるのかと言われた時に説明がつかなくなってしまう。
- また、必要な時には上げるという覚悟をもって対応する必要があると考えております。今回、そういった考えのもとマイナス改定ということで提案させていただいております。
- 委員：資料2のP10について、改定率が減になるということだが、必要な国保税については、令和

元年も2年もほぼ同額ということで、改定率はマイナスだが実額は変わらないということか。  
事務局：資料2のP11では、それぞれの幅があるとうことで記載してありますが、資料3のP4に全体の改定率△1.1%についての説明があります。賦課総額は、現年分として27億から28億となっており、そのうちの3000万円が△1%で、現時点での資料では、△1.1とさせていただいております。あくまでも平均値として全体の数字としてさせていただいております。世帯の所得、人数により十人十色で、上がる世帯も下がる世帯もあるという説明にはなってしましますが、内容としては、実情により異なる、ただし、全体としてはマイナスということになるので御理解いただきたい。

委員：賦課割合について、県の応能応益割の比率49:51に近づけるという話だが、上田市が応能分の比率が多いのは所得が低いためのものか。また、どうしてそうなったのか。

事務局：上田市では平成22年から29年までの間、国保税率の改定を行っておらず、当時も応能応益割合が49:51にはなっておりませんでした。その中で、法的にもその割合にしなければならぬという取り決めはなく、今回制度改革により、県から49:51という基準値が示されたことで県内の市町村において、それに近づけるための努力を始めているということです。

委員：所得が低い方は、負担が増えるとのことだがそうなのか。

事務局：所得がない方については応能割の負担はありませんが、応益割の税率が上がることによって、均等割、平等割の負担が少し増えることとなります。

委員：長野県は全国と比較して所得水準が低く、上田市も県内で所得水準が低い、応能に頼らず、応益に比重をおくというのは、所得の低い人たちに負担を求める方向に思えるがどうか。

事務局：納付金のガイドラインが国で示されており、全国の平均所得を下回る都道府県については、所得水準等により応能応益割合を定めることとされておりまして、県の運営方針の中にも入れ込んでおります。長野県においてはそのガイドラインに基づいて49:51という基準値を設定しているということです。

委員：全国の所得水準が低い都道府県は、応益割合が増えるということか。また、所得の低い水準の方により負担が重くかかるのかと疑問に思うがどうか。

事務局：標準保険料率を設定するうえで、49:51という数値を採用しており、それを参考にして市町村は税率を設定することとされておりまして、最終的には都道府県単位で同じ保険税の水準に統一することが話し合われており、県はガイドラインに定めている49:51の税率を示して行く可能性が高いため、市としては、徐々にその割合に近づけることにより、低所得者に急激な負担がかからないようにしたいと考えております。

また、公平性としてどうみるのかとういことですが、これまで上田市においては、所得の多い方に対して負担を多く求めていた部分をもう少し公平性を持たせて行きましょうということになります。長野県としても全国に比べ所得水準が低いため、集まりにくい応能割合の部分について、大勢の方で負担していきましょうというのが応能応益割合におけるガイドラインの考え方となっておりますので、御理解いただきたいと思っております。

委員：資料2のP10についてですが、市町村向けの公費が減少するため国保税で集めるということだがどうということか。国の予算が削られたということか。

事務局：事業費納付金が県から示され、これに市町村事業を加え、市町村向け公費を控除するが、この部分が前年度より少なくなっているためその部分を国保税で集める必要があるということになります。また、保険税の軽減

に対する公費について、被保険者数の減少により軽減額が少なくなることから当該公費が減少することが主な要因でありまして、国の予算が削減されたということではありません。

委員：今後のこととなりますが、49:51の比率に近づけるということですが、どのくらいのスパンで実現させることを想定しているのか。また、現実的に実現は可能なのか。

事務局：長野県全体で保険税の水準を統一する動きがあり、現在話し合いが持たれておりますが、市としては、7~8年のはかかるのではないかと想定しております。

また、長野県の国保運営方針で割合が定められておりますが、この運営方針は、3年に1度の改定となっており、次回、令和3年に新たな方針が示されるため、その中で標準保険料率の割合についても何等かの情報が入ると思われま。

## 7 その他

### (1) 今後の開催日程について

事務局：今後の開催日程について資料により説明（審議終了により次回会議は開催しない）

## 8 閉会（事務局）

